

平成十四年二月八日(金曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君

委員

理事 中野 清君 根本 匠君  
理事 山口 俊一君 山本 幸三君  
理事 海江田万里君 古川 元久君  
理事 石井 啓一君 中塚 一宏君  
金子 一義君 金子 恭之君  
倉田 雅年君 小泉 龍司君  
七条 明君 砂田 圭佑君  
竹下 巨君 竹本 直一君  
中村正三郎君 林田 彪君  
増原 義剛君 山本 明彦君  
吉田 幸弘君 吉野 正芳君  
渡辺 喜美君 五十嵐文彦君  
生方 幸夫君 江崎洋一郎君  
小泉 俊明君 小林 憲司君  
佐藤 観樹君 中川 正春君  
永田 寿康君 長妻 昭君  
上田 勇君 遠藤 和良君  
藤島 正之君 佐々木憲昭君  
吉井 英勝君 阿部 知子君  
植田 至紀君

財務大臣 塩川正十郎君  
財務副大臣 尾辻 秀久君  
財務大臣政務官 砂田 圭佑君  
財務大臣政務官 吉田 幸弘君  
財務金融委員会専門員 白須 光美君

委員の異動  
二月八日  
辞任  
岩倉 博文君  
補欠選任  
吉野 正芳君

第一類第五号

財務金融委員会議事録第三号

平成十四年二月八日

同日

辞任

補欠選任

吉野 正芳君

岩倉 博文君

二月六日

消費税の大増税に反対、税率を3%に引き下げることにする請願(児玉健次君紹介)(第二号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第三号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第八二号)  
同(天島恒夫君紹介)(第八三号)  
消費税の大増税計画反対に関する請願(小沢和秋君紹介)(第八一号)  
消費税の大増税中止、課税最低限の引き下げ反対に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一三三号)  
同(木島日出夫君紹介)(第一三三三号)  
消費税の大増税中止、税率の3%への引き下げ等に関する請願(吉井英勝君紹介)(第一三四号)は本委員会に付託された。

一月三十一日

沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理に関する意見書(沖縄県東村議会)(第二二二二号)  
沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理に関する意見書(沖縄県宜野座村議会)(第二二二四号)  
沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理に関する意見書(沖縄県与那国町議会)(第四一四号)

関する意見書(沖縄県与那国町議会)(第四一四号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

○坂本委員長 これより会議を開きます。

この際、一言申し上げます。  
去る一月二十八日の当委員会の運営につき、適正を欠いたという指摘がありました。  
そうした指摘を踏まえ、今後、公正な運営に努め、審議が十分尽くされるよう努力しますので、委員各位の御協力をお願いする次第でございます。

○坂本委員長 平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について、議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。  
まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、平成十三年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。  
第一に、個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るため

に支出した金額とみなすこととしたしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしたしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約五億円と見込まれております。  
以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 (本号末尾に掲載)

○坂本委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。財務大臣塩川正十郎君。

○塩川国務大臣 本法律案につきましては、稲作転換の必要性にかんがみ、あえて反対いたしません。

○坂本委員長 お諮りいたします。  
本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○坂本委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出法律案とすることに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。  
次回は、公報をもってお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。  
午前九時四十三分散会

平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けた場合、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十三年度のとも補償に係る事業(農業者の拠出金及び政府から交付を受けたとも補償事業費から成る資金から米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を交付する事業をいう。以下同じ。)に基づく補償金の交付を受けた場合、市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換実証事業(生産調整対象水田面積のうちの緊急拡大に係る部分に係る水田について作付転換の実証を行う事業をいう。以下同じ。)の実施主体として認められた団体から平成十三年度の水田作付体系転換実証事業に基づく補助金の交付を受けた場合及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十三年度の緊急需給調整助成金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十三年分の所得税については、その交付を受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額、その交付を受けた水田作付体系転換実証事業に基づく補助金の金額及びその交付を受けた緊急需給調整助成金の金額の合計

額(以下この条において「補助金等の金額」という。)は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として財務省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。  
(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、

政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けたもの、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十三年度のとも補償に係る事業に基づく補償金の交付を受けたもの、市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換実証事業の実施主体として認められた団体から平成十三年度の水田作付体系転換実証事業に基づく補助金の交付を受けたもの及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十三年度の緊急需給調整助成金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その受けた補償金の金額のうち当該法人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額、その受けた水田作付体系転換実証事業に基づく補助金の金額及びその受けた緊急需給調整助成金の金額の合計額(次項において「補助金等の金額」という。)をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金

額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業経営確立助成補助金、とも補償に係る事業に基づく補償金、水田作付体系転換実証事業に基づく補助金及び緊急需給調整助成金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた補助金等の金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成十三年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約五億円である。